



第10次高齢者保健福祉計画・
第9期介護保険事業計画策定について

計画策定の概要

令和5年8月24日 磐田市介護保険運営協議会



磐田市 健康福祉部 高齢者支援課

計画策定の根拠	・ ・ ・ ・ ・	3
計画策定の背景	・ ・ ・ ・ ・	4 ~ 9
他計画との関係	・ ・ ・ ・ ・	10
計画の期間	・ ・ ・ ・ ・	11
策定スケジュール	・ ・ ・ ・ ・	12

老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）

- ・ 老人福祉法第20条の8に規定
- ・ 在宅サービスや施設サービスに係る事業及び総合事業等の量の目標を定める

→資料3「介護保険サービスの現状」で市の現状を説明

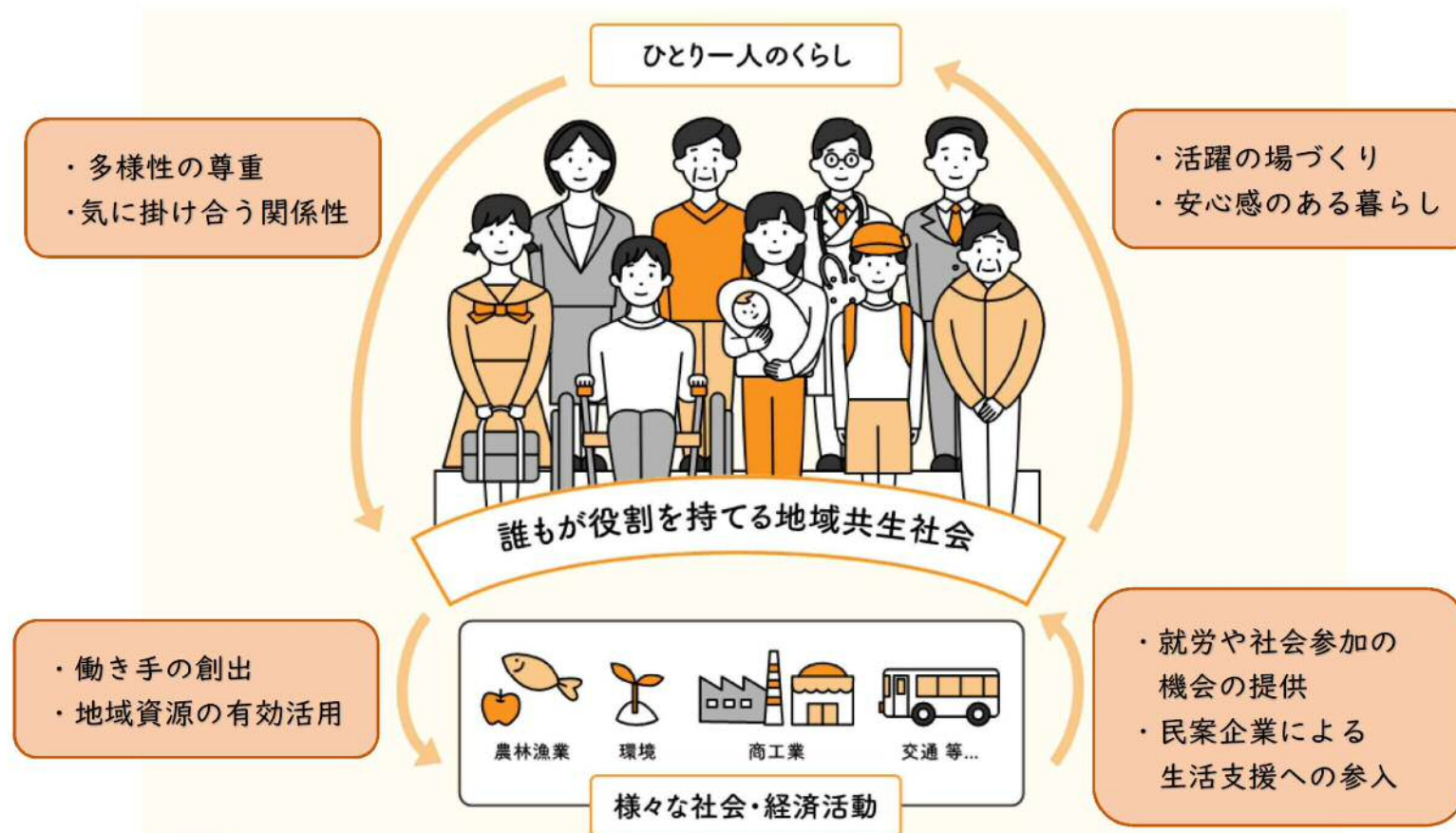
介護保険事業計画

- ・ 介護保険法第117条に規定
- ・ 自立した日常生活の支援、要介護状態の予防、軽減等の施策を定める

※両計画は、一体的に作成することがそれぞれの法律に定められている。

- (1)地域共生社会の実現
- (2)高齢者人口・世帯の増加
- (3)複雑化・複合化する課題の増加
- (4)日常生活を支援する体制と人材の確保
- (5)「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布

(1)地域共生社会の実現



「支える側」と「支えられる側」という従来の関係をこえて、助け合いながら暮らしていくことができる社会。

図:「厚生労働省地域共生社会のポータルサイト」より 5

(2)高齢者人口・世帯の増加

資料2「高齢者の現状と将来推計」にて説明

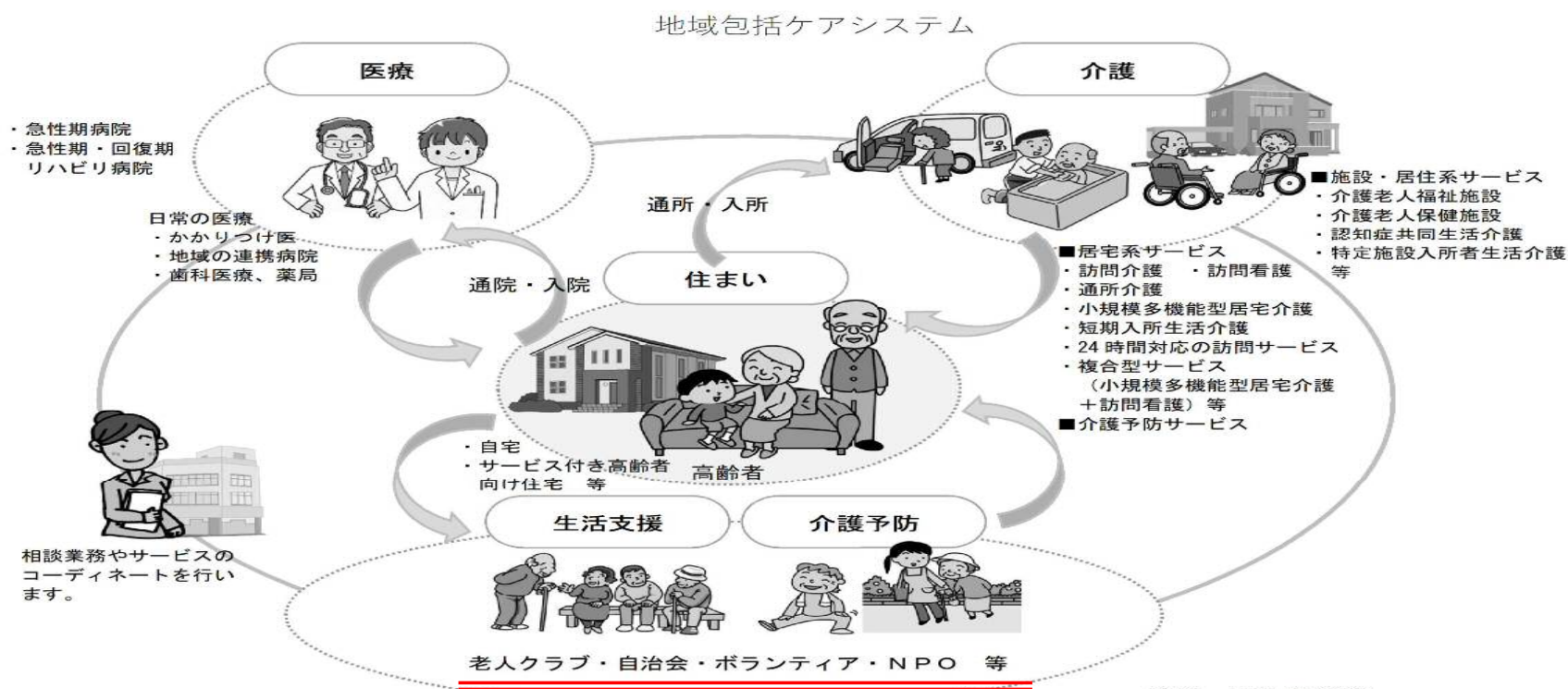
(3)複雑化・複合化する課題の増加

- ・8050問題
- ・ダブルケア、ヤングケアラー
- ・ひきこもり、社会的孤立
- ・軽度の認知機能障害や精神障害

世帯が抱える複数の課題が重なり合い、包括的な対応が求められる複合的なニーズが深刻化している。

(4)日常生活を支援する体制と人材確保

介護や支援が必要な人の増加が見込まれる中で、多様なサービスが必要となる。地域のニーズや資源を把握し、NPOや民間企業、ボランティア、介護事業者の支援や協働体制の充実・強化が重要となっている。



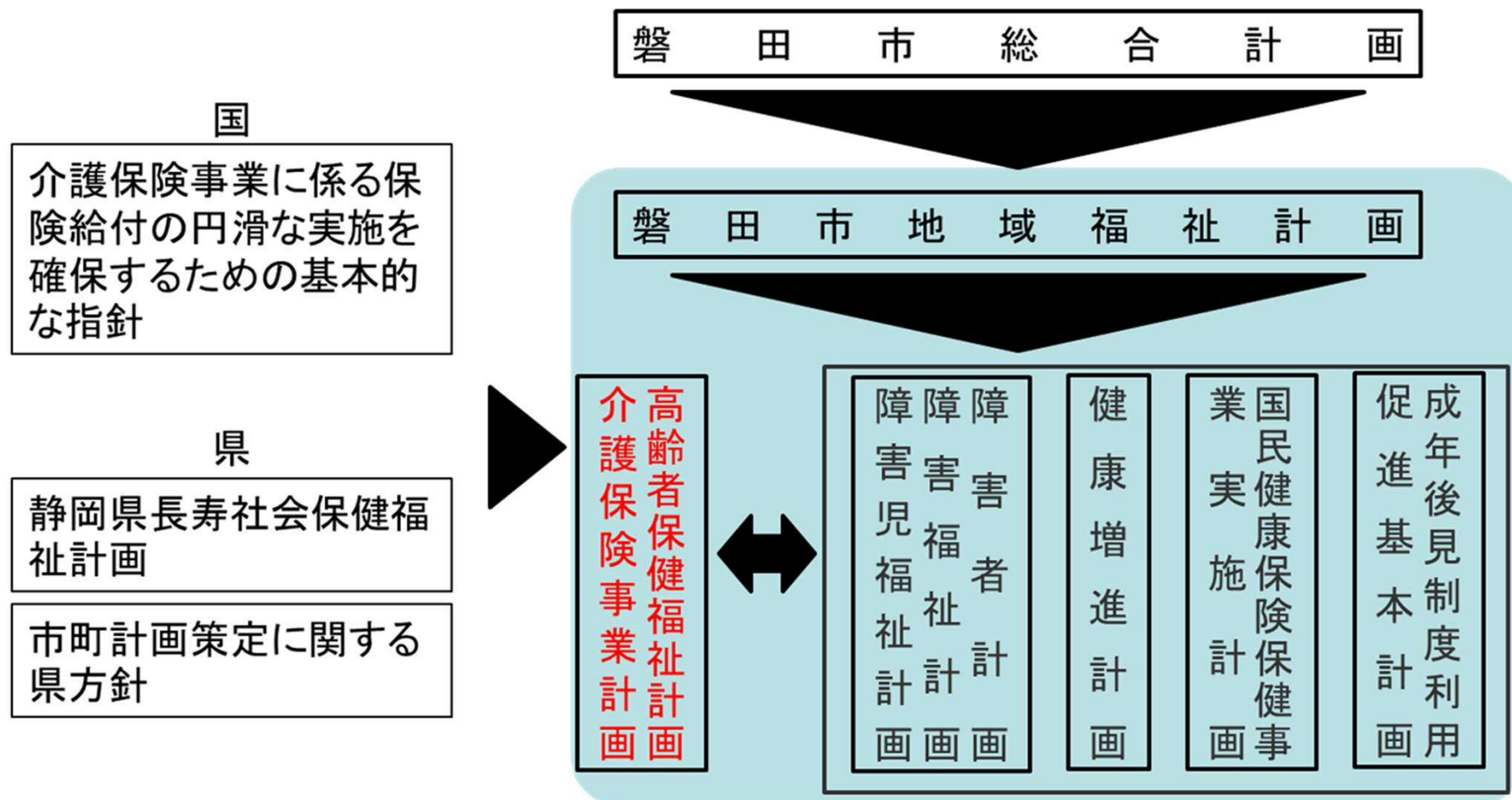
(5)「共生社会の推進をするための認知症基本法」の 公布（令和5年6月）

◆求められること◆

- ・ 認知症の人に関する住民の理解の増進
- ・ 認知症の人の社会参加の機会の確保
- ・ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ・ 保険医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備
- ・ 相談体制の整備等の施策の推進



他計画との関係



計画期間図

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
総合計画	第2次					第3次			
地域福祉計画	第3次	第4次				第5次			
高齢者保険福祉計画 (介護保険事業計画)	第9次 (第8期)			第10次 (第9期)			第11次 (第10期)		



団塊の世代75歳(令和7年度)

計画期間は、令和6年度(2024)から令和8年度(2026)までの3年間です。

策定スケジュール

年月	内容	備考
R5. 8	計画の概要 高齢者の現状と将来推計 介護保険サービスの現状 基本理念及び基本目標	第2回 運営協議会
R5. 10	介護保険サービスの今後の見込み及び保険料について 施策の体系図について	第3回 運営協議会
R5. 11	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について パブリックコメント実施について	第4回 運営協議会
R5. 12	パブリックコメント実施	広報紙、 ホームページ 等
R6. 1	パブリックコメントの結果について 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終案について	第5回 運営協議会
R6. 2	条例改正	
R6. 3	地域ケア会議	第6回 運営協議会